

平成26年第3回蓬田村議会定例会会議録（第1号）

開 会 平成25年 9月 5日

閉 会 平成25年 9月10日

開催場所 蓬田村議会議事堂

第1日（9月5日）

出席議員 7名

2番	藤田修一君	3番	森弘美君
4番	坂本豊君	5番	久慈省悟君
6番	青木倉元君	7番	山舘清剛君
8番	木村修君		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	久慈修一君
教 育 長	吉崎博君
会 計 管 理 者	小松生佳君
総 務 課 長	坂本亮君
税 務 課 長	越田茂弘君
住 民 課 長	柿崎真人君
健 康 福 祉 課 長	佐井邦彦君
教 育 課 長	坂本勝教君
産 業 振 興 課 長	中川悟君
建 設 課 長	大川誠治君
農業委員会事務局長	川崎幸治君
会 計 監 査 委 員	武井昭夫君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	芳 賀 作 君
議会事務局 次 長	佐 藤 一 仁 君

会議で定められた会議録署名議員の氏名

7 番	山 舘 清 剛 君
2 番	藤 田 修 一 君

議事日程（第 1 号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 監査報告
- 第 6 報告第 1 2 号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
- 第 7 報告第 1 3 号 平成 2 6 年度蓬田村一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分について
- 第 8 議案の上程・提案理由の説明
 - 議案第 3 7 号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 3 8 号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 3 9 号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 議案第 4 0 号 青森地域広域消防事務組合の解散について
 - 議案第 4 1 号 青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分について
 - 議案第 4 2 号 青森地域広域事務組合規約の変更について
 - 議案第 4 3 号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について
 - 議案第 4 4 号 工事請負契約の締結について

- 議案第45号 平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第46号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第47号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第48号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第49号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第50号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 議案第51号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を認めるの件
- 議案第52号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案
- 議案第53号 平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第54号 平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案
- 議案第55号 平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案
- 第9 議案第37号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第10 議案第38号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第11 議案第39号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第40号 青森地域広域消防事務組合の解散について
- 第13 議案第41号 青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分について
- 第14 議案第42号 青森地域広域事務組合規約の変更について
- 第15 議案第43号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について
- 第16 議案第44号 工事請負契約の締結について

- 第17 議案第45号 平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第18 議案第46号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第19 議案第47号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第20 議案第48号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第21 議案第49号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第22 議案第50号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第23 議案第51号 平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件
- 第24 請願第 2号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書

午前9時45分 開会

○議長（木村 修君） おはようございます。

ただいまの出席議員は7名で定足数に達していますので、これより平成26年第3回蓬田村議会定例会を開会いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（木村 修君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、7番山館清剛君、2番藤田修一君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（木村 修君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

この件については、さきの定例会において会期日程等議会運営について付託しております。その結果が議会運営委員長より提出されており、お手元に配付しております。

お諮りいたします。議会運営委員長より提出されたとおり、今期定例会の会期は本日から9月10日までの6日間と決定いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月10日までの6日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（木村 修君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査委員より、平成25年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書並びに9月2日に行われた出納検査の結果資料が提出されましたので、お手元に配付しております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成25年度財政健全化及び経営健全化審査意見書が付された健全化判断比率が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社蓬田紳装及び蓬田アシスト株式会社の経営状況の説明資料が村長より提出されましたので、お手元に資料として配付しております。

次に、常任委員会所管事務調査研修等を、先進地視察のため6月23日から6月26日まで東京都、愛媛県及び高知県に議員を派遣しております。7月10日には青森市民ホールにおいて県下町村議会議員研修会が開催され、議員を派遣しました。また、7月14日、今別町山村開発センターにおいて東津軽郡町村議会議長会主催の議員健康管理セミナーが開催され、議員を派遣しました。

次に、前定例会以降に提出されました軽度外傷性脳損傷の周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、資料としてお手元に配付しております。

次に、今期定例会に説明員として村長、教育長、代表監査委員、会計管理者、各課長、農業委員会事務局長の出席を求めました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（木村 修君） 日程第4、行政報告。村長より前定例会以降における村行政の主なものについて報告を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） 皆さん、おはようございます。

6月定例会以降の主なる行事及び会議等について行政報告を申し上げます。

6月15日、日曜日でございますが、青森市消防団の定例の観閲式がございまして、青森市合浦公園に行って出席してまいりました。

6月17日、交通事故ゼロ、死亡事故ゼロ、6年間の達成ということでございまして、青森県警察本部長から表彰を受けました。

6月20日、東軍老人スポーツ大会が今別町で開催されまして出席をいたしました。

6月22日、日曜日でございますが、蓬田村消防団定期観閲式を挙行いたしました。

6月27日、蓬田村納税貯蓄組合連合会の総会が開催され、よもぎ温泉に行ってまいりました。

7月2日、蓬田村観光協会総会がよもぎ温泉において開催され、出席をいたしました。

7月17日、東津軽郡障害者スポーツ大会が平内町において開催され、次回開催市町村長として挨拶をしてまいりました。

7月25日、青森地域広域消防事務組合議会が消防本部において開催されました。

7月28日、蓬田村鳥獣被害対策協議会がふるさと総合センターにおいて開催され、出席をいたして意見調整をしております。また、当日、蓬田村航空防除協議会総会がふる

さと総合センターで開催されております。

8月5日、蓬田村森林育成事業推進協議会総会がふるさと総合センターで開催され、これに出席をいたしました。

8月14日、蓬田村成人式がふるさと総合センターで挙行されました。

8月21日、J A青森主催の畜産共進会が村営牧場で開催され、表彰式に出席をいたしました。

8月24日、日曜日でございますが、蓬田村防災避難訓練を実施いたしました。村民151名の参加ということでございます。これは急傾斜地、いわゆる土砂等の崩壊に対する避難訓練を主眼として実施したものでございます。

8月29日、東青地区農業委員大会がふるさと総合センターで開催され、開会式に出席をいたしました。

9月の2日、国道280号線バイパス建設期成同盟会総会が外ヶ浜町で開催されました。また、同日、午後から外ヶ浜地区交通地域安全総決起大会が今別町で行われ、これに出席をいたしました。

9月3日、J R北海道函館支社に対しまして、津軽海峡線及び北海道新幹線の予定のダイヤがございまして、その改正等を要望するために函館市に行つてまいりました。青森県青山副知事を筆頭に周辺町村並びに弘前市、青森市、平内町という形で10項目にわたつて要望をしてまいりました。

以上、主なるものについてご報告をいたしまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（木村 修君） 以上で、村長の行政報告は終わりました。

日程第5 監査報告

○議長（木村 修君） 日程第5、監査報告。今期定例会に平成25年度各会計決算が提出されておりますので、代表監査委員武井昭夫君より監査の結果について報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（武井昭夫君） 監査報告をいたします。

地方自治法第233条第2項の規定によって、平成26年7月16日村長より提出された平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算、平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算、

平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、並びに関係帳簿、証書類について審査したところ、収支ともに適正であると認定いたしました。

なお、決算審査に伴う監査委員の意見として、村長に提出いたしました平成25年度蓬田村歳入歳出決算審査意見書を皆様のお手元に配付していますが、これに監査委員の意見が要約されていますので、ご審議の参考にしていただければと思います。

以上で、監査の報告を終わります。

日程第6 報告第12号 蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を
改正する条例の専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第6 報告第12号蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 報告第12号蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページ、お開きください。

専決第12号、専決処分書、蓬田村廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り専決処分する。

次のページ、お開きください。

ここに改正した条例を載せています。下の表の4のホタテガイ養殖残渣、10キログラム100円を追加するということであります。本年度の分の蓬田残渣は青森市の最終処分場に搬入しています。8月から負担金の徴収をするため条例の改正が必要となり、専決処分するものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、終わります。

これより報告第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第12号は承認することに決定

されました。

日程第7 報告第13号 平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）の
専決処分について

○議長（木村 修君） 日程第7、報告第13号平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）の専決処分について報告を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 報告第13号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第4号）の専決処分について。

地方自治法第179条第1項の規定により、次の通り専決処分したので報告し、承認を求めます。

次のページをお開きいただきます。

平成26年度蓬田村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,417万8,000円とする。

歳出のほうであります、6ページをごらんいただきます。総務課の関係については、総務費、総務管理費の4目財産管理費であります、13の委託料から15の工事費のほうへ予算の組み替えをしております。432万円でございます。以上であります。

○議長（木村 修君） 次に、産業振興課長。

○産業振興課長（中川 悟君） 産業振興課にかかわる部分について説明いたします。

6ページ、6款3項1目13節堆肥化処理施設生活環境調査業務委託料248万4,000円を計上しております。これはホタテ残渣堆肥化処理施設建設についての青森県環境保全課との協議の中で急遽、調査の指示があり、工事着工に間に合わせるために計上したものであります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより報告第13号を採決いたします。

本案を原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員であります。よって、報告第13号は承認することに決定されました。

日程第8 議案の上程・提案理由の説明

○議長（木村 修君） 日程第8、議案の上程。今期定例会に提出されております議案19件を一括上程いたします。

村長より提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（久慈修一君） それでは、平成26年蓬田村議会第3回定例会の開会に当たり、提案いたしました議案19件につきまして、その概要をご説明申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

議案第37号、蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、また議案第38号、蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、及び議案第39号、蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての合わせて3件につきましては、「子ども・子育て支援新制度」の施行に伴い、市町村が基準を定めることとされているため提案するものでございます。

議案第40号、青森地域広域消防事務組合の解散についてにつきましては、青森地域広域事務組合との統合に伴い、青森地域広域消防事務組合を解散することについて協議するため提案するものでございます。

議案第41号、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分についてにつきましては、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分について協議をするために提案するものでございます。

議案第42号、青森地域広域事務組合規約の変更についてにつきましては、青森地域広域事務組合の共同処理する事務等の変更について協議するため提案するものでございます。

議案第43号、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更についてにつきましては、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更に伴い、計画書の整備を図るため提案するものでございます。

議案第44号、工事請負契約の締結についてにつきましては、蓬田村情報通信利用環境整備推進工事について、請負契約を締結するために提案するものでございます。

議案第45号、平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第46号、平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第47

号、平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第48号、平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第49号、平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第50号、平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、議案第51号、平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件、以上7件の議案でございますが、それぞれ地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を求めるため提案するものでございます。

議案第52号、平成26年度蓬田村一般会計補正予算（第5号）案につきまして、ご説明を申し上げます。

歳入の主なるものとして、地方交付税4,360万円、国庫出金1,077万7,000円などを増額し、地方特例交付金12万3,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、総務費2,734万3,000円、衛生費1,960万5,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに7,916万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ29億5,333万9,000円となるわけであります。

議案第53号、平成26年度蓬田村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入の主なるものとして、国民健康保険税982万2,000円、国庫支出金308万4,000円などを増額し、繰越金88万3,000円を減額しております。

次に、歳出の主なるものとして、後期高齢者支援金等435万3,000円、諸支出金517万5,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,270万1,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ4億8,188万8,000円となるわけでございます。

議案第54号、平成26年度蓬田村介護保険特別会計補正予算（第2号）案につきましては、歳入の主なるものとして、繰越金1,202万1,000円などを増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、基金積立金729万4,000円、諸支出金475万8,000円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに1,231万8,000円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ

れ4億2,323万4,000円となるわけでございます。

議案第55号、平成26年度蓬田村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）案につきましては、歳入として繰越金21万円を増額しております。

次に、歳出の主なるものとして、諸支出金20万円などを増額しております。このほかの科目においても所要の経費の予算補正を行っております。

この結果、歳入歳出ともに21万円の増額となり、予算規模は歳入歳出それぞれ8,978万3,000円となるわけでございます。

以上をもちまして、提案いたしました議案の概要をご説明申し上げましたが、細部につきましては、私及び関係課長等からそれぞれご説明いたしますので、慎重審議の上、ご決議賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

日程第9 議案第37号 蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業
の運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（木村 修君） 次に、議案の審議を行います。

日程第9、議案第37号蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第37号蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

蓬田村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

次のページから条例を載せていますが、これは来年度から始まる「子ども・子育て支援法」に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型の保育事業の運営に関する基準をこのように定めるということでもあります。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 文章が長くて、よく理解できないのですけれども、簡単に言えば、これは子供たちにとって良い面があるのか、悪い面もあるのか。その辺のところを具体的な例を示しながらもうちょっと詳しく説明していただければと思います。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 24年の8月に子ども・子育て関連3法が制定されまして、

それで要するに法律が変わって、今まで次世代育成事業が26年度で終わると、そういうふうになって、先ほどから説明している子ども・子育て支援法が制定されて、この制度によってこういうふうになっていくということで、メリットについてということなのですけれども、こういうふうになんか新しく保育園とか幼稚園とかが、この法律によっていろいろ改正になって、この事業をもってやっていくということなのですけれども、よい点、悪い点って具体的にはちょっと、要……、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（木村 修君） 暫時休憩いたします。

午前10時14分 休憩

午前10時19分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開いたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） 私も本当は勉強不足で、中身はもう読んでもちんぷんかんぷんでわからないんですけれども、一応いいことだけでなく、例えば食事は、今保育園で使っているものを外部からの委託にしてもよいとか、この辺ではないけれども、都会などでは、要は子供たちを3階のところに押し込めてもよいとか、そういうひどい内容も生まれているところも含まれているということで、この蓬田村の条例そのものではなくて、そういう国から示された要件にはそういうことも含まれているということで、このもとになっている法律そのものに対して反対なので、この条例にも賛成できないということで討論を終わります。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第37号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第38号 蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する

基準を定める条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第10、議案第38号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第38号蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

蓬田村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように定める。

先ほどと同じく、子ども支援制度により、児童福祉法に基づき、家庭的保育事業の設備及び運営の基準をこのように定めるといふこととあります。先ほどと同じ説明になりますけれども、以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第38号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立5名）

○議長（木村 修君） 起立多数です。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第39号 蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（木村 修君） 日程第11、議案第39号蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

これより内容の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 議案第39号蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

蓬田村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のよう

に定める。

これも先ほどの条例と同じく、来年度から始まる子ども・子育て支援法にのっとり、児童福祉法に基づき、この事業の設備、運営に関する基準を定めるということでありま
す。以上です。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟。

○5番（久慈省悟君） 青森県ではないのですけれども、よその都道府県で放課後に預か
った子供が何か事故かなんかで亡くなられた、そういうのが新聞かテレビで報道された
と思うのですけれども、その点に……、課長、ご存じですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） ちょっと詳しくはわかりません。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） 今、課長の方でその案件はちょっとわからないということでした
けれども、たしかそういうことが、事例があったと思うのですけれども、この今の改正
は、当村では放課後のそういう保育士が子供たちを預かる、そういうところはまだ開設
されていないと思っているのですけれども、もしそのような保育士が放課後、子供たち
を預かる、そういう施設を運営とか、そういう方向で行きたいと思った時には先生とか
できるようなことなのでしょうか。ちょっとその辺についてお伺いいたします。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） これを制定すると、できることとなります。

それで、もしやるとなれば、うちのほうは蓬田保育園がありますので、多分そちらの
ほうでやってもらうと。以上です。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） これ、児童となっているわけですね。今課長答弁したとおり、学
校で見るということではなくて、保育園で預かるという意味なのですか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 小学校の児童等の放課後を保育園のほうで預かるという
事業であります。

○議長（木村 修君） 4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） そうしたならば、具体的にこれをやるということになれば、小学
校から放課後、保育園まで移動するとか、そういう交通手段とかがないと子供たちは行

けないわけですが、それスクールバス等で送り迎えができるということなのでしょうか。

○議長（木村 修君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（佐井邦彦君） 今まででも村のスクールバスでそういうふうに、この放課後のこれを、これに近い基準でやっていました。やっています。やっていました。今はたしか預かっていないはずです。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ないようですから、討論を終わります。

これより議案第39号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第40号 青森地域広域消防事務組合の解散について

○議長（木村 修君） 日程第12、議案第40号青森地域広域消防事務組合の解散についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第40号青森地域広域消防事務組合の解散について。

地方自治法第288号の規定により、平成27年3月31日をもって青森地域広域消防事務組合を解散するものとする。

提案理由といたしまして、青森地域広域事務組合との統合に伴い、青森地域広域消防事務組合を解散することについて協議するため提案するものであります。以上であります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑がないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第40号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第41号 青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分
について

○議長(木村 修君) 日程第13、議案第41号青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(坂本 亮君) 議案第41号青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分について。

地方自治法第289号の規定により、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産の処分を次の通り関係市町村の協議の上、定めするものとする。

次のページをごらんいただきます。

青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産処分に関する協議書。

地方自治法第289条の規定により、青森地域広域消防事務組合の解散に伴う財産の処分を次の通り定める。

青森地域広域消防事務組合の財産は、全て青森地域広域事務組合に帰属させる。以上であります。

○議長(木村 修君) これより質疑を行います。質疑がないようですから、終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第41号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長(木村 修君) 起立全員です。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。(「議長、休憩」の声あり)

暫時休憩します。

午前10時32分 休憩

午前10時33分 再開

○議長（木村 修君） 休憩を取り消し、会議を再開します。

日程第14 議案第42号 青森地域広域事務組合規約の変更について

○議長（木村 修君） 日程第14、議案第42号青森地域広域事務組合規約の変更についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第42号青森地域広域事務組合規約の変更について。

地方自治法第286条第1項の規定により、青森地域広域事務組合規約を次の通り変更するものとする。

次のページをお開きいただきます。

一部変更の内容でありますけれども、まず3条についてであります。

(4)、(5)、これが消防のほうに関する条例を入れてございます。

あと、4条中「青森市」の次に「長島2丁目1番1号」を加えるとありますが、これについては事務所を従来の、広域事務組合は市役所にありましてし、消防については消防本部にありますけれども、消防本部の中に事務組合を設けて、1つに設けてやるということで、これが4条中になります。

あと、6条に1項をつけ加える、あるいは3、組合の任期等を明示してございます。

あと、この規約については来年の4月1日から施行するということでもあります。以てあります。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ないようですから、討論を終わります。

これより議案第42号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立6名)

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第43号 蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について

○議長（木村 修君） 日程15、議案第43号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第43号蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について。

蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更について、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定により議会の議決を求める。

提案理由といたしまして、蓬田村過疎地域自立促進計画の一部変更に伴い、計画書の整備を図るため提案するのであります。

次のページをお開きいただきます。

変更前の内容であります。事業名として「小学校校舎外壁塗装整備事業」、これが変更後で「小学校校舎等環境整備事業」に変更になっております。以上でございます。

○議長（木村 修君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第43号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（木村 修君） 日程16、議案第44号工事請負契約の締結についてを議題とします。

これより内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本 亮君） 議案第44号工事請負契約の締結について。

次の通り工事請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めます。

- | | |
|----------|-------------------|
| 1 契約の目的 | 蓬田村情報通信利用環境整備推進工事 |
| 2 契約の方法 | 公募型プロポーザル |
| 3 契約の金額 | 1億4,137万2,000円 |
| 4 契約の相手方 | 青森県青森市松原一丁目14番18号 |

東日本電信電話（株） ビジネス&オフィス営業推進本部
青森法人営業部門長 蓬田倫也

以上であります。

- 議長（木村 修君） これより質疑を行います。5番久慈省悟君。
- 5番（久慈省悟君） お尋ねいたします。今、これからはこういう情報は衛星受信ができるようになるので、なぜ今現在1億4,000万ほどをかけて光ファイバー事業を推進していかなければならないのかなど、この点について答弁を求めます。
- 議長（木村 修君） 村長。
- 村長（久慈修一君） 蓬田村情報通信利用環境整備推進工事ということで、通称光ファイバーと、光通信網の整備であります。国そのものが光の道ということで、情報通信を全国に瞬時に行くように整備しようという事業からスタートしたのがこの事業であります。平成16年、17年あたりからこの事業がスタートしまして、東軍で行われていないのが蓬田村のみと。県内でも既に99%が整備しているという状況であります。

この光情報通信を1億4,137万2,000円という形で工事発注するわけでございますけれども、この事業を例えば5年後にやれるかということで一応この関係の事業者に伺いましたところ、不可能だと。これは、あとはできませんと。ということは、例えばNTTの場合はこの工事を進めるためのスタッフも全て解散するのだそうです。NTTの東日本では大体98%が整備されている。したがって、あとの2%を待っていて、そのスタッフを持つことは経営上非常に難しいので解散しますと。で、これは本当かどうかはわかりませんが、総務省も3分の1の補助金はなくしますということであります。したがって、私ども今後、この光通信が必要だというときに手を挙げても私どもの例えば職員の方ではなかなか難しい。逆に言うと、どこかの、東京の業者に丸投げをせざるを得ないということであれば、もっともっと事業費がかさむということになるので、蓬田村民の私はプライドもかけて今回、これを整備しようと思っています。

ただ、1つだけ、やはりこの蓬田地区においては、パソコンとかそういうのが普及していません。それほど普及していません。また、この光通信を伴うことによって使用料も若干高くなります。したがって、村民の方の使用する場合の経費はかかるとはなりますが、利便性は数段上がります。それと、今後産業振興のため、あるいは企業誘致のため、これらを考えたときには、この光通信が絶対必要だということで今回、進めさせていただいたものであります。よろしく願いいたします。

○議長（木村 修君） 5番久慈省悟君。

○5番（久慈省悟君） この事業の説明は前にも聞きました。そのときに総務省からの補助金等が今ぎりぎりのラインで、このチャンスを逃せばその補助金がなくなるという説明をたしか受けたと思っております。ただ、1つ聞きたいのは、衛星とかのそういう電波もごございますので、そういう電波を利用しながらの、今後こういう我が村のそういう、何ていうのですか、パソコンとか、そしてこの発展とかの電波利用はどういうふうにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（木村 修君） 村長。

○村長（久慈修一君） 私もN T Tの担当者から聞いたものでございまして余り詳しくは専門的にはわかりませんが、いわゆる衛星を使った通信というのがほとんど主流でございましてけれども、例えば私達が今ワイファイというもの、要するに無線でその施設にやって、それを衛星に流して、衛星がまた別なところにワイファイで落としてやるというようなシステムなそうであります。それからいきますと衛星そのものから直接私達がデータをとるのじゃなくて、一定の区間、光の通信を使った部分があって初めて衛星に行って情報がおりとくると、伝わるというふうになっているのだそうで、したがって光通信は今後とも10年、20年、なくなるということはありませんという回答をいただいています。

私も、例えば携帯から衛星通信を通じてよそからデータをもらうというのと光ファイバーというつながりがよくわからなかったのですけれども、地上部分は光ファイバーを使うと。そこから、中継基地から衛星を使って別なところからデータをもらって、また流してよこすというようなシステムになっているそうで、したがってそれがないと非常にデータの容量が大きいものは入ってこないというようなことがあるということでございますので非常に利便性は、ない場合は不便だということになるみたいです。ただ、携帯同士でやる場合はそれがないので、その辺はないということでございます。パソコンを使ってやる場合とか、ワイファイからパソコンに落とすとか、あるいはどこかのデータの基地にそれを求めるとかとなれば、この光通信がないとできないということになるそうです。以上です。

○議長（木村 修君） 他に質疑ありませんか。ないようですから、質疑を終わります。

これより討論を行います。4番坂本 豊君。

○4番（坂本 豊君） この光通信の事業には賛成いたします。実は、今質問者があつた

のでちょっと私の経験を、この前の経験ですけれども述べたいと思います。

実は、カーナビというのが皆さん、よく持っているものですが、あのカーナビは地図が古くなるのですよね。最近では1年か2年あると新しい道路がいっぱいできているので、具体的には温泉のところから蟹田までのバイパスなども私のカーナビには載っていませんでした。そのデータを更新するときに実は2万円出せばSDカードを買えるのですが、欲をかけてパソコンでダウンロードして安く上げようと思いましたが、そうしたらね、午後の9時からそのデータをダウンロードしたら朝の5時から6時ごろまでかかったわけです。ですから、その間に何か、停電とかなんかあったら、もうアウトだったわけですが、また8時間かけてやり直すということになりました。これが光だと恐らくものの40分か30分でデータがとれたと思います。村のパソコンを昔からやっている人たちも早く光が入ってこないとだめだと言っておられますので、ぜひ早期に実現することを望みますので、先ほども言ったように、この事業を大いに進めていくことに賛成いたします。以上です。

○議長（木村 修君） ほかに討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより議案第44号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第45号 平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を
求めるの件

日程第18 議案第46号 平成25年度蓬田村学校給食センター特別会計歳
入歳出決算認定を求めるの件

日程第19 議案第47号 平成25年度蓬田村国民健康保険特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

日程第20 議案第48号 平成25年度蓬田村簡易水道事業特別会計歳入歳
出決算認定を求めるの件

日程第21 議案第49号 平成25年度蓬田村介護保険特別会計歳入歳出決
算認定を求めるの件

日程第22 議案第50号 平成25年度蓬田村宅地造成事業特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

日程第23 議案第51号 平成24年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件

○議長（木村 修君） 日程第17、議案第45号平成25年度蓬田村一般会計歳入歳出決算認定を求めるの件から日程第23、議案第51号平成25年度蓬田村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定を求めるの件までの決算7案を一括議題といたします。

お諮りいたします。この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、この7案については、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたします。

日程第24 請願第2号 最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書

○議長（木村 修君） 日程第24、請願第2号最低賃金の大幅引き上げと中小零細企業支援の拡充を求める請願書を議題とします。

お諮りします。請願第2号については、会議規則第91条第2項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（木村 修君） ご異議なしと認めます。よって、請願第2号については委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。討論ありませんか。ないようですから、討論を終わります。

これより請願第2号を採決いたします。

この採決は起立により行います。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立6名）

○議長（木村 修君） 起立全員です。よって、請願第2号は採択とすることに決定しま

した。

次に、ただいま設置されました決算特別委員会の委員長互選のため、本会議散会后、本議場において決算特別委員会を開催されますよう、この席上から口頭をもって委員会を招集いたします。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前10時51分 散会

上記会議の経過は、事務局長芳賀 作が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成26年 月 日

蓬田村議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員